

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第6章</p> <p>保護者に対する支援</p> <p>1. 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援</p>	<p>保育所における保護者への支援は保育士の業務として位置付けられており、子育て支援は保育所の大きな役割となっている。第1章（総則）に掲げるように、保育所は、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て支援など保護者に対する支援について、職員間の連携を図りながら積極的に取り組むことが求められる</p> <p>○保護者に対する支援を行うに当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>①子どもの意向や思いを尊重し子どもの福祉を重視すること</p> <p>②保護者の意向や思いを踏まえ、保護者と密接に連携し協同して子育てに関わることにより、保護者の養育力の向上及び親子の関わりへの力の向上が図られるように努めること</p> <p>③子育て等に関する相談、援助に当たっては、保護者の話を傾聴し、その思いを受容し、相互信頼関係の確立を基本に、一人一人のニーズに沿って自己決定を尊重するとともに、個人情報等の保護等に留意すること。</p> <p>④保育に関する知識や技術など保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在することなど、保育環境や保育所の特性を可能な限り生かして支援に当たること。</p> <p>⑤地域の保育に関する資源の活用、地域の関係機関、団体等との連携、協働の下に行うこと。</p> <p>○保育所に入所する子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談・助言、連絡通信、会合・行事など様々な機会を活用して行われるものであること</p> <p>○保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するために、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育など多様な保育を実施する場合には、保護者のニーズに配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるようにしなければならないこと</p>	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <p>○次の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支援」の意味内容 ・保育所の特性の意味及び特性を生かした子育て支援の今日的意義 ・養育力、親子の間の関わりへの力の意味内容及びその向上の意義 ・「相談」「援助」と「保育指導」の意味内容 <p>○関係機関との連携の意義及びその内容・方法を説明 児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健センター、教育委員会等</p> <p>○地域における保育に関する情報の熟知及びそれを提供する役割の意義及び地域の保育資源と連携すること、活用することの意義を説明</p> <p>○関連する法令及びその意義を説明 (児童福祉法第18条の4・同第48条の3、児童福祉施設最低基準第36条 等)</p> <p>○子どもの通常保育と一体に行われる保護者に対する支援の内容及び方法を説明。特に集団的、個別的相談・援助の機会における関わり的重要性を説明</p> <p>○保育指導の内容及び方法（ソーシャルワーク技術等を含む）を説明</p> <p>○保護者への日々の保育の意図を説明する努力</p> <p>○保護者同士の関係・交流を促す努力</p> <p>○保護者のニーズに応じた多様な保育サービス（延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等）の内容や留意点を説明</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>3. 地域における子育て支援</p>	<p>○保護者において育児不安、虐待や不適切な養育等が疑われる場合、入所の子どもへの心身障害、発達障害、行動上の問題が見られる場合には、関係機関と連携協力を図りつつ、保護者に対し保育士の専門性を生かした個別の援助を行うよう努めること。</p> <p>○保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対する子育て支援を可能な限り積極的に行うよう努めること。</p> <p>○保育所における地域の保護者等に対する子育て支援は、保育所の特性を生かしたものであり、おおむね次のような取組があること。</p> <p>(1) 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>①保育所機能の子育て親子等への開放（施設・設備の開放、体験保育等）</p> <p>②子育て等に関する相談、援助の実施</p> <p>③子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>④地域の子育て関連情報の提供</p> <p>(2) 一時保育 等</p> <p>○市町村の支援を得て、子育て支援に関わる地域の関係機関、団体等との密接な連携協力を図るとともに、子育て経験者など地域の保育に関する人材の積極的な活用を図ること。</p> <p>○地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。</p>	<p>○法令（児童虐待の防止に関する法律及び発達障害者支援法）に基づき、保育所が行わなければならない対応について説明</p> <p>○様態に応じた個別的な援助の内容及び方法について説明</p> <p>○地域における子育て支援の基本的留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の知識、技術を活用した子育て支援（例：親子遊び、離乳食作り、食育体験等） ・地域の保護者が安心して利用できる環境、態度、心がけ ・保育ソーシャルワークの原理（保護者の話の受容、自己決定の尊重、個人情報の取扱） <p>○子育て支援の各取組の意義及び留意点の説明</p> <p>○保育所の行う一時保育の意義・留意点についての説明</p> <p>○保育所における子育て支援の限界、地域の保育資源（つどいの広場、家庭的保育（保育ママ）、ベビーシッター等）との連携や活用の意義</p> <p>○地域の子育て支援の発展型取組として、地域の機関や団体と連携した活動（例：出産前の妊婦に対する支援、困難な状況を抱える家庭への訪問等）の意義、方法、留意点等</p> <p>○要保護児童対策地域協議会への参画 等</p>

